

山口県屋外広告物条例の一部改正について（概要）

1 趣 旨

県内では違反屋外広告物が増加しており、違反を繰り返す業者への指導等、屋外広告業者に対する規制の強化が必要になっている。

また、屋外広告物の是正事務を行っている市町からも、業者に対する指導・監督の強化が求められている。

このため、山口県屋外広告物条例を一部改正し、業務停止命令等の処分や営業所への立入検査が可能な登録制度を導入することにより、業者の意識改革を促し、違反広告物の削減を図る。

2 改正内容

(1) 登録の申請

県内で屋外広告業を営もうとする者は、登録申請書に法人登記事項証明書等の必要書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

(2) 登録の拒否

知事は、申請書に虚偽の記載がある者や、条例違反により処分等を受けた者については、登録を拒否しなければならない。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年であり、引き続き業を営もうとする者は、更新をしなければならない。

(4) 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任し、法令の遵守等、業務の総括に関する業務を行わせなければならない。

(5) 標識の掲示、帳簿の備付

屋外広告業者は、営業所ごとに商号、登録番号等を記載した標識を掲げる外、帳簿を備え付けて営業に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(6) 登録の取消し、業務停止命令

知事は、悪質な業者に対して、登録の取消しや業務停止命令を行うことができる。

(7) 屋外広告業者登録簿及び監督処分簿の公表

知事は、屋外広告業者登録簿及び監督処分簿を備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

(8) 立入検査

知事は、その職員に、必要に応じて営業所等に立入り、帳簿等の物件を検査し、関係者に質問させることができる。

(9) 登録手数料

登録の申請をする者は、別に条例で定めるところにより登録手数料を納付しなければならない。

(10) 罰則

登録を受けずに業を営んだ者等は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金又は5万円以下の過料に処する。

3 施行期日

平成26年4月1日（届出済業者による登録には6ヶ月の経過措置あり。）